

令和3年8月24日

保護者各位

宜野座幼稚園・小学校  
園長・校長 崎山 和史  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染拡大予防措置について

残暑の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染症による感染者が増え、県内におきましても緊急事態宣言が延長されるなど、予断を許さない状況にあります。本村においても感染者が増え、引き続き感染症対策を講じていかなければなりません。

そこで、2学期始業にあたり、宜野座村教育委員会より令和3年8月20日付事務連絡で、「新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底及び2学期始業について」お知らせがありました。(裏面参照)

学校では、今後も引き続き、手洗い、うがい、換気、健康観察、3密の回避など可能な限りの取組をさらに徹底していきます。ご家庭でもこれまで同様、手洗いやうがい、検温や体調管理など、子どもたちの感染予防意識を高めるようご指導ください。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 感染拡大予防措置

- (1) 発熱(平熱より高い温度あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする)や風邪症状(咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害)がある場合、幼児児童の登校は控えるようお願い致します。但し、鼻炎や基礎疾患の症状である場合は除く。
- (2) 登校後に発熱や風邪症状が見られた場合は、速やかに保護者へ連絡を取り、帰宅させます。兄弟姉妹がいる場合も帰宅させます。なお、解熱後の登校に関しては、医者からの指示を受け登校させて下さい。
- (3) 毎週1回、県から地域レベルが発出されます。地域レベル2以上の場合、同居する家族に発熱や風邪症状がある場合、その幼児児童は登校を控えるようお願い致します。(出席停止扱い)
- (4) 幼児児童が発熱や風邪症状で病院へ受診し、「風邪」と診断された場合は、風邪の症状が治まれば登校可能となりますが、医者からの指示を受けて判断してください。「風邪の疑い」と診断された場合は、登校を控えるようお願い致します。(出席停止扱い)
- (5) 大勢の人が集まる場所や密になりやすい場所は控えるようお願いいたします。

#### 2 基本的な感染症対策の継続

- (1) 感染源を絶つこと(外からウイルスへ持ち込まないことが重要)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 発熱等の風邪症状がある場合はには登校しないようお願いいたします。</li><li>② 毎日、朝(登校前)と夕(帰宅後)の検温及び健康状態の確認をお願いいたします。</li></ol> |
|---|

- (2) 感染経路を絶つこと(飛沫感染、接触感染を防ぐ)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① せっけんでこまめに手を洗いましょう。</li><li>② 外に出るときや学校ではマスクを着用しましょう</li></ol> |
|---|

- (3) 抵抗力を高めること(十分な睡眠 ・ 適度な運動 ・ バランスの取れた食事 )

- (4) 偏見や差別は絶対にしない